

令和6年6月13日 公告

「令和6年度 住吉川河床清掃・浚渫作業に伴う底質調査業務委託」

特記仕様書の一部に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正																
特記仕様書 8.業務内容	<p>8. 業務内容</p> <p>大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)」によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>1) 業務を行う際には、次に記載する法令等による試験・分析項目、基準値、分析・計量方法を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月、平成29年改正)</li><li>②「底質の処理・処分に関する指針」(平成14年8月、環境省環境管理局)</li><li>③「底質調査方法」(平成24年8月、環境庁)</li><li>④「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月、環境省)</li><li>⑤日本工業規格「JIS」</li><li>⑥「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月、環境庁告示第46号、平成26年3月一部改正)</li><li>⑦「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月、環境省告示第19号、平成31年1月一部改正)</li><li>⑧「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月、環境庁告示第14号、平成15年6月一部改正)</li><li>⑨「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」(平成11年12月、環境庁告示第68号、平成21年3月環境省告示第11号改正)</li><li>⑩「厚生労働省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」の別紙2のⅡ(昭和52年、環整第95号)</li><li>⑪「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」(昭和49年、環境庁告示第64号)</li></ul> <p>2) 調査内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="387 1045 1106 1173"><thead><tr><th>項目</th><th>調査数</th><th>採取方法</th><th>調査箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照</td><td>住吉川 1箇所(1検体)</td><td>エクマンバージ型採泥器による試料採取</td><td>資料1 参照</td></tr></tbody></table> <p>3) 試料採取にあたり、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①試料の採取時には、採取日時・気温・泥温・水深・色・臭気・PH等必要事項の記録を行うこと。</li><li>②採取した試料は、クーラーボックス等に入れ遮光及び保冷して試験室に搬入すること。</li><li>③試料採取に必要な採泥器・容器等は受注者において用意すること。</li></ul> <p>4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①監督職員より、分析過程及び試薬等について資料等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。</li><li>②採泥分析の別表(1)による分析結果について、速報資料をでき次第、提出すること。あわせて、実施報告書・記録写真・計量証明書についても提出すること。</li></ul>	項目	調査数	採取方法	調査箇所	[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照	住吉川 1箇所(1検体)	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料1 参照	<p>8. 業務内容</p> <p>大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)」によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>1) 業務を行う際には、次に記載する法令等による試験・分析項目、基準値、分析・計量方法を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月、平成29年改正)</li><li>②「底質の処理・処分に関する指針」(平成14年8月、環境省環境管理局)</li><li>③「底質調査方法」(平成24年8月、環境省)</li><li>④「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月、環境省)</li><li>⑤日本工業規格「JIS」</li><li>⑥「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月、環境庁告示第46号、平成26年3月一部改正)</li><li>⑦「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月、環境省告示第19号、平成31年1月一部改正)</li><li>⑧「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月、環境省告示第18号、令和2年4月一部改正)</li><li>⑨「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月、環境庁告示第14号、平成15年6月一部改正)</li><li>⑩「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」(平成11年12月、環境庁告示第68号、平成21年3月環境省告示第11号改正)</li><li>⑪「厚生労働省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」の別紙2のⅡ(昭和52年、環整第95号)</li><li>⑫「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」(昭和49年、環境庁告示第64号)</li></ul> <p>2) 調査内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1321 1117 2040 1244"><thead><tr><th>項目</th><th>調査数</th><th>採取方法</th><th>調査箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照</td><td>住吉川 1箇所(1検体)</td><td>エクマンバージ型採泥器による試料採取</td><td>資料1 参照</td></tr></tbody></table> <p>3) 試料採取にあたり、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①試料の採取時には、採取日時・気温・泥温・水深・色・臭気・PH等必要事項の記録を行うこと。</li><li>②採取した試料は、クーラーボックス等に入れ遮光及び保冷して試験室に搬入すること。</li><li>③試料採取に必要な採泥器・容器等は受注者において用意すること。</li></ul> <p>4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①監督職員より、分析過程及び試薬等について資料等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。</li></ul>	項目	調査数	採取方法	調査箇所	[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照	住吉川 1箇所(1検体)	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料1 参照
項目	調査数	採取方法	調査箇所															
[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照	住吉川 1箇所(1検体)	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料1 参照															
項目	調査数	採取方法	調査箇所															
[採泥分析] 平面方向 別表(1)参照	住吉川 1箇所(1検体)	エクマンバージ型採泥器による試料採取	資料1 参照															

訂正箇所	誤				正			
	試験項目	溶出試験	含有試験	試験方法	試験項目	溶出試験	含有試験	試験方法
特記仕様書 別表(1) 試験項目	(1) クロロエチレン	○	—	溶出試験	(1) クロロエチレン	○	—	溶出試験
	(2) 四塩化炭素	○	—	・平成15年環境庁告示第19号「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(土壌汚染対策法施工規則の規定に基づく測定方法)」	(2) 四塩化炭素	○	—	・平成15年環境庁告示第18号「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(土壌汚染対策法施工規則の規定に基づく測定方法)」
	(3) 1,2-ジクロロエタン	○	—		(3) 1,2-ジクロロエタン	○	—	
	(4) 1,1-ジクロロエチレン	○	—		(4) 1,1-ジクロロエチレン	○	—	
	(5) 1,2-ジクロロエチレン	○	—	・平成3年環境庁告示第46号(土壌の汚染に係る環境基準について)	(5) 1,2-ジクロロエチレン	○	—	・平成3年環境庁告示第46号(土壌の汚染に係る環境基準について)
	(6) 1・3-ジクロロプロペン	○	—		(6) 1・3-ジクロロプロペン	○	—	
	(7) ジクロロメタン	○	—	含有試験	(7) ジクロロメタン	○	—	含有試験
	(8) テトラクロロエチレン	○	—	※①(13)(14)(15)(17)(18)(19)(20)(21)(22)については、昭和48年環境庁告示第14号(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法)	(8) テトラクロロエチレン	○	—	※①(13)(14)(15)(17)(18)(19)(20)(21)(22)については、平成15年環境庁告示第19号「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(土壌汚染対策法施工規則の規定に基づく測定方法)」
	(9) 1,1,1-トリクロロエタン	○	—		(9) 1,1,1-トリクロロエタン	○	—	
	(10) 1,1,2-トリクロロエタン	○	—		(10) 1,1,2-トリクロロエタン	○	—	
	(11) トリクロロエチレン	○	—		(11) トリクロロエチレン	○	—	
	(12) ベンゼン	○	—		(12) ベンゼン	○	—	※②(27)については、平成24年環境省「底質調査法」
	(13) カドミウム及びその化合物	○	※① ○	※①(27)については、平成24年環境省「底質調査法」	(13) カドミウム及びその化合物	○	※① ○	
	(14) 六価クロム化合物	○	※① ○		(14) 六価クロム化合物	○	※① ○	
	(15) シアン化合物	○	※① ○		(15) シアン化合物	○	※① ○	
	(16) アルキル水銀化合物	○	—		(16) アルキル水銀化合物	○	—	
	(17) 水銀及びその化合物	○	※① ○		(17) 水銀及びその化合物	○	※① ○	
	(18) セレン及びその化合物	○	※① ○		(18) セレン及びその化合物	○	※① ○	
	(19) 鉛及びその化合物	○	※① ○		(19) 鉛及びその化合物	○	※① ○	
	(20) 砒素及びその化合物	○	※① ○		(20) 砒素及びその化合物	○	※① ○	
	(21) ふっ素及びその化合物	○	※① ○		(21) ふっ素及びその化合物	○	※① ○	
	(22) ほう素及びその化合物	○	※① ○		(22) ほう素及びその化合物	○	※① ○	
	(23) シマジン	○	—		(23) シマジン	○	—	
	(24) チオベンカルブ	○	—		(24) チオベンカルブ	○	—	
	(25) チウラム	○	—		(25) チウラム	○	—	
	(26) 有機燐化合物	○	—		(26) 有機燐化合物	○	—	
	(27) PCB	○	※① ○		(27) PCB	○	※② ○	
	(28) 銅又はその化合物	○	—	溶出試験・含有試験	(28) 銅又はその化合物	○	—	溶出試験・含有試験
	(29) 亜鉛又はその化合物	○	—	・昭和48年環境庁告示第14号(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法)	(29) 亜鉛又はその化合物	○	—	・昭和48年環境庁告示第14号(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法)
	(30) ベリリウム又はその化合物	○	—		(30) ベリリウム又はその化合物	○	—	
	(31) クロム又はその化合物	○	—		(31) クロム又はその化合物	○	—	
	(32) ニッケル又はその化合物	○	—	※③ダイオキシンの含有試験については、平成11年環境庁告示第68号「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」	(32) ニッケル又はその化合物	○	—	※③ダイオキシンの含有試験については、平成11年環境庁告示第68号「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」
	(33) バナジウム又はその化合物	○	—		(33) バナジウム又はその化合物	○	—	
	(34) 有機塩素化合物	—	○		(34) 有機塩素化合物	—	○	
	(35) 1・4-ジオキサン	○	—		(35) 1・4-ジオキサン	○	—	
	(36) ダイオキシン類	○	※① ○		(36) ダイオキシン類	○	※③ ○	
	(37) 熱しゃく減量	○	—	含有試験	(37) 熱しゃく減量	—	○	含有試験
	(38) 含水率	—	○	溶出試験	(38) 含水率	—	○	含有試験
	(39) 油分(n-ヘキサン抽出物質)	—	○	・昭和49年環境庁告示第64号「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」	(39) 油分(n-ヘキサン抽出物質)	—	○	・昭和49年環境庁告示第64号「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」